

京都市長

門川大作 様

**2015年度**

**京都市予算編成に対する要求書**

2014年11月

日本共産党京都市会議員団

# 目次

## 重点要求項目

- ◆台風や豪雨による被害への対応を強化するために以下の点について取り組むこと … 1
- ◆憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること … 2
- ◆原発からの撤退を…………… 2
- ◆再生可能エネルギー政策の抜本的強化を…………… 3
- ◆地域防災計画について…………… 4
- ◆市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること… 4
- ◆市民のくらしと営業を守る市政運営を…………… 6

## 分野別要求項目

- 一 福祉・医療の充実を…………… 8
  - ◆医療・保健の充実を…………… 8
  - ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を…………… 9
  - ◆福祉・子育て支援の充実を……………10
- 二 競争と格差拡大の教育を改め、どの子も伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を …13
- 三 環境対策とごみ減量の推進を……………14
- 四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を……………15
- 五 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を……………15
- 六 中小企業、伝統産業・商工業の振興を……………16
- 七 農林業の振興を……………17
- 八 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを……………17
  - ◆災害に強いまちづくりを……………17
  - ◆安心して住み続けられるまちづくりを……………18
  - ◆上下水道事業の充実を……………19
- 九 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を……………20
  - ◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること……………20
  - ◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を……………20
- 十 生活道路優先の道路環境整備を……………21
- 十一 公正・公開・市民参加の市政運営を……………21

## 重点要求項目

☆は新規要求項目

### ◆台風や豪雨による被害への対応を強化するために以下の点について取り組むこと

- ☆① 他都市の災害対応の教訓を生かして、防災危機管理における統括部門の情報収集と発信の態勢強化、庁内の各部署との情報共有をすすめるなど、緊急時の全庁一体の体制を強化し、市民への的確な情報提供、住民避難勧告、指示、誘導が行えるようにすること。
- ☆② 山腹崩壊や谷筋の斜面の崩落などによる被害が拡大しており、上流にある森林の管理状況について、所有区分に関係なく全面的な実態調査を行うこと。崩落危険箇所と地質調査を行うとともに、山の所有者への支援も含めて、具体的な対策を京都府と連携して講じること。
- ☆③ 国・府と協議を行い、集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。災害時などに、市民のいのちと財産を守ることに市が責任を持てるよう、土木事務所等の職員増員をはじめ、体制を見直し、強化すること。
- ☆④ 区役所の常時の防災体制を抜本的に強化し、区防災会議により全災害危険箇所について年一回以上の実地調査・対策の検討、取組の具体化をはかるとともに、地域住民にもその結果を周知すること。
- ☆⑤ 災害時の緊急対応に取り組む職員体制について万全を期すとともに、被害が長期化した場合の対応についてもあらかじめ検討しておくこと。
- ⑥ 地下鉄東西線御陵駅の浸水の原因となった安祥寺川について、京都府、京阪、JRと協議し、改修を行うこと。
- ⑦ 排水機場管理の民間委託を見直すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。また、障害物除去、水位監視機能などを改善し、常時監視体制を確立すること。小栗栖排水機場のポンプ停止による住宅地への浸水は人災であったことを踏まえ、対策・対応をすすめること。
- ⑧ 生活道路復旧、都市基盤復旧に全力をあげる。また、国・府と連携して、桂川の浚渫、河川の護岸復旧を促進すること。
- ⑨ 府と連携し、土砂災害危険箇所の調査を進め、土砂災害警戒区域の指定を迅速にすすめるとともに、避難計画を早急につくること。また、急傾斜地の対策を具体化すること。
- ⑩ 災害時におけるボランティア募集・受入にあたっては、登録ボランティアに加えて、個人の市民ボランティアについても受け入れるよう体制を改善すること。

◆憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること

- ⑪ 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回し、決定を具体化する整備法の立法化作業を中止すること。
- ☆⑫ 東南アジア諸国連合（ASEAN）の「紛争はあっても武力行使は避け、話し合いで解決」との原則を北東アジアにも活かす友好条約を結ぶこと。当面、六か国協議を再開すること。
- ⑬ 憲法違反の特定秘密保護法は撤廃すること。
- ⑭ 日米安保条約を廃棄し、真の主権回復をめざすこと。対等、平等、友好の日米関係を築くこと。
- ⑮ 武器輸出三原則を復活し堅持すること。
- ⑯ 危険なオスプレイについて、米軍基地と自衛隊基地への配備を撤回すること。普天間基地の辺野古への移転は中止し、無条件撤去すること。
- ⑰ 京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地は撤去すること。
- ⑱ 核密約を破棄し、非核三原則を法制化すること。
- ⑲ 戦争による唯一の被爆国の原点に立ち、最も非人道的な核兵器の廃絶へのイニシアチブを発揮すること。核兵器禁止条約の国際交渉を開始するよう世界に呼びかけること。
- ⑳ 軍事費を大幅に削減すること。
- ㉑ 企業・団体献金を禁止し、政党助成金を廃止すること。
- ㉒ 小選挙区制を廃止し、民意を正しく反映する制度へ抜本改革をすること。国会議員の定数削減を行わないこと。

◆原発からの撤退を

- ⑳ 京都市は原発ゼロの立場に立ち、国に対し原発ゼロと廃炉の政治決断を求めること。
- ㉑ 原発再稼働方針を撤回するよう、国、関西電力などに求めること。
- ㉒ 原子力規制委員会については、着実に廃炉のプロセスを推進する機関となるよう国に求めること。
- ㉓ 高速増殖炉「もんじゅ」はただちに廃炉にするよう国に求めること。
- ㉔ 青森県六ヶ所村の「再処理施設」を閉鎖し、プルトニウム循環方式から即時撤退すること。原発の輸出政策を中止し、輸出を禁止するよう国に求めること。
- ㉕ 福島原発事故対策、汚染水対策は東電まかせにせず、国が責任を持つよう求めること。
- ㉖ 「京都市防災計画」の「原子力災害編」が策定されたが、東京電力福島第一原発事故の実態を踏まえて、以下の点を強化すること。

- 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」の範囲について、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)32.5Kmとする「線引き」は、防災対応に機械的な格差を持ち込むものであり、京都市全域を対象とすること。避難計画を根本的に見直すこと。
  - 緊急時迅速放射能予測システム（スピーディ）を使った被害予測を行うよう、その活用枠を有する京都府を通じて国に対して申請すること。
  - 独自の情報収集および市民、滞在者への周知のための体制を、さらに強化すること。
  - 関西電力と、原発立地自治体と同等の協定を結び、再稼働の事前協定や立入り検査権等を持つこと。
  - 空間放射線量を自動で連続測定するモニタリングポストを独自に設置すること。設置にあたっては、自然災害に耐えられるものとし、非常用電源対策、データ通信手段の多重化を進めること。
  - 周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等をさらに拡充すること。
  - 琵琶湖の汚染を想定し、飲料水の確保など対策を強化すること。
  - 市立病院を被曝医療機関として指定するよう京都府に求め、機能強化を行うこと。
  - 他都市からの大規模な避難者の受け入れ、および京都市から他都市への避難者への支援についても、早急に計画に加えること。
- ③⑩ 京都市に避難している東日本大震災の被災者および原発事故被害者に対して、引き続き、雇用、住宅確保など、必要な支援を継続すること。市営住宅の入居期限については、期間の定めを取り払うこと。
- ③⑪ 福島第一原発事故による被曝が疑われる被災者が、検診・治療等必要な医療を受けられるよう、医療費補助等の支援を行うこと。

#### ◆再生可能エネルギー政策の抜本的強化を

- ③⑫ 完全な発送電分離を行うとともに、公共性の高い送電事業は公的管理とするよう、国に求めること。
- ③⑬ 温室効果ガスの2020年までの排出目標を2005年比で3.8%減とした閣議決定は、国際基準となる1990年比で見ると3.1%増の目標であり、見直すとともに、国際基準の1990年比25%減の目標を堅持するよう国に求めること。
- ③⑭ 再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた3倍化の目標を早期達成すること。
- ③⑮ 再生可能エネルギーによる送電事業に、幅広い事業者や市民が参入できるよう、各種支援制度を拡充すること。
- ③⑯ 再生可能エネルギーの買い取りにあたっては、固定価格買い取り制度の拡充などイ

ンセンティブが働くよう引き続き改善し、消費者の負担軽減を図るよう国に求めること。

③⑦ 電源開発促進税を再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。

③⑧ 関西電力に対し、発電所ごとの総発電力量、京都市域における消費電力量の情報を公開するよう求めること。

#### ◆地域防災計画について

③⑨ 住宅および社会インフラの耐震化など、全庁的な減災対策を計画的に促進すること。

④⑩ 食料・飲料水備蓄の拡充、自家発電機、通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。

④⑪ 避難所に指定された施設や分団詰所・防災器材格納庫の耐震対策を、市の責任において促進すること。

④⑫ すべての学区・町内会単位の防災マップづくりなど、専門家の派遣も含めて減災対策を支援すること。

④⑬ 福祉避難所の設置、要配慮者の避難対策をすすめること。二次災害・災害関連死を防ぐための対策を強化すること。福祉避難所などが不足する地域については、計画的に福祉施設などの整備を促進すること。福祉避難所に指定された施設への必要な支援を行うこと。

④⑭ 中高層集合住宅の管理組合・自治会の防災活動計画づくりと災害時の行動マニュアルづくりを支援すること。

④⑮ 災害時協力井戸、防災器材格納庫、飲料水兼用耐震性貯水槽などを増やすとともに、位置をわかりやすく示す表示板の設置など防災のまちづくりをさらにすすめること。

④⑯ 災害危険箇所における要配慮者利用施設のソフト・ハード両面の対策を強めること。

④⑰ 地域の防災訓練・避難所運営訓練については、実効性のあるものに一層改善すること。

#### ◆市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること

④⑱ 消費税増税を中止すること。

④⑲ TPPは、農業、医療・皆保険制度を破壊するなど、日本経済に重大な打撃を与え、国の主権を危うくするものであり、交渉から撤退すること。

④⑳ 労働者の賃上げや社会保障の充実などにより、国民所得を増やし、内需拡大の政策に転換すること。

- ⑤1 ブラック企業規制法を制定すること。
- ⑤2 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。
- ⑤3 閣議決定された「中小企業憲章」を国会決議とすること。この憲章の立場で、中小企業基本法を見直すこと。小規模企業振興基本法の実現を早急に図ること。
- ⑤4 中小企業の切実な要望である「中小企業金融円滑化法」を復活すること。
- ⑤5 「緊急雇用創出事業」などの雇用対策を拡充すること。
- ⑤6 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を破壊する道州制を導入しないこと。
- ⑤7 地方自治体への財源対策は後退させず拡充すること。法定率を引き上げて、地方交付税の財源保障機能を充実させること
  - ・臨時財政対策債は廃止すること。
  - ・過去の臨時財政対策債の元利償還金は、毎年の交付税とは別枠で保障すること。
- ⑤8 地方自治体の財政自治権を制約する財政健全化法を廃止すること。
- ⑤9 低所得者の生活実態に鑑み、2002年度以降、廃止・削減された各種控除制度を復活すること。配偶者控除を廃止しないこと。
- ☆⑥0 法人税減税は中止すること。中小企業に対する外形標準課税導入は行わないこと。中小企業の税負担を軽くしている特例措置など、政策減税は廃止しないこと。
  - ⑥1 労働者派遣法については、正規雇用を基本とするものに抜本改正すること。
- ☆⑥2 過労死防止法の実現を図るとともに、残業代ゼロ方針を撤回すること。
- ☆⑥3 固定残業制や偽装個人請負などの規制を行い、労働者の権利を守ること。
- ⑥4 最低賃金を全国一律で時給1000円以上に引き上げること。最低賃金引き上げにあたっては中小企業を支援すること。
- ⑥5 大企業・高額所得者に対する行き過ぎた減税をやめ、応分の負担を求めること。
- ⑥6 生活保護基準の引き下げは撤回すること。住宅扶助の引き下げ、医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。生活保護の財源は国が責任を持つこと。
- ⑥7 年金給付額の削減は撤回すること。支給開始年齢の引き上げはしないこと。
- ⑥8 介護給付からの軽度認定者の排除・特養への要介護3以上の入所限定・利用料の値上げは行わないこと。介護職員の労働条件の改善を国に求めること。次期計画の策定にあたっては、軽度者のサービス後退がないように対策を取ること。
- ⑥9 子ども、高齢者の医療費窓口負担を無料にすること。当面前期高齢者の窓口負担は1割に戻すこと。
- ⑦0 高校教育無償化の所得制限をやめ、元に戻すこと。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置を適用すること。
- ⑦1 30人以下学級を早期に実現すること。
- ⑦2 公営交通事業、上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率の企業債の借り換えについては、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行うこと。

- ⑦③ 交通・上下水道事業の消費税は非課税にすること。
- ⑦④ 地下鉄建設・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。
- ⑦⑤ 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えが早急に行えるよう国の財政措置を行うこと。
- ⑦⑥ 烏丸線のホーム転落防止柵を全駅に設置すること。国の補助制度を拡充し、技術開発を促進すること。

#### ◆市民のくらしと営業を守る市政運営を

- ⑦⑦ 市民生活を破壊し、自治体を変質させる「京プラン」実施計画を撤回すること。
- ⑦⑧ 敬老乗車証は無料で交付すること。当面、応益負担を導入せず現行制度を維持すること。全ての地域で民間バスも含め共通化すること。
- ⑦⑨ 直ちに国民健康保険料を値下げすること。保険料減免制度を拡充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。生活維持費・学資保険の差押えはやめること。
- ⑧⑩ 保険料大幅値上げと医療費抑制につながる国民健康保険の一元化に反対し、医療保険の一本化方針は撤回すること。
- ⑧⑪ 子どもの医療費は、中学校卒業まで通院も無料にすること。
- ☆⑧⑫ 子ども・子育て新制度の運営にあたっては、以下の点をふまえること。
  - ・児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の実施責任を果たし保育水準を後退させないこと。
  - ・子育て支援事業計画は、必要な地域に認可保育所を新設・増設することを中心に据えること。
  - ・子どもの受ける保育に格差をまねかないよう、小規模保育事業、家庭的保育事業の基準は全て保育士配置とすること。
- ☆市営保育所は認定こども園に移行しないこと。
  - ・保育料については、保護者に過大な負担を招く上乗せ徴収は認めないこと。
  - ・「プール制」や特例保育など京都市の独自補助を堅持し、制度の運用で後退がないよう必要な措置をとること。
  - ・学童保育については放課後児童支援員二人体制を維持すること。職員処遇を抜本的に改善すること。
- ⑧⑬ 保育における公的責任を後退させる市営保育所のさらなる民間移管方針は撤回すること。
- ☆⑧⑭ 老人医療費支給制度は、対象要件を縮小せず、74歳まで拡大し、1割負担を堅持すること。対象となる市民に対して制度の周知を行うこと。
- ⑧⑮ 住友重工に対し、焼却灰溶融施設の整備に関するすべての費用および本市が被った



損害を賠償するよう求めること。

- ⑧6 本市における焼却灰溶融計画を撤回すること。
- ⑧7 「京プラン」実施計画にもとづく職員削減、非正規への置き換えをやめ、必要な部署へ必要な人材を配置し、市民サービスの向上をはかること。区の税務事務の市税事務所への統合は、撤回すること。
- ☆⑧8 雇用創出担当部長を復活すること。
- ⑧9 市民税の現行軽減制度を存続するとともに、市税徴収については、機械的な差押えはしないこと。
- ⑨0 仕事おこしと地域経済活性化につながる住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑨1 関係者の声を聞いて「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、中小企業振興計画を策定すること。「小規模企業振興基本法」の京都における具体化をはかること。
- ⑨2 政府に対し、設計労務単価のいっそうの改善を求めること。本市発注の公共事業・公共調達において、受注先事業者やその下請け事業者の賃金実態についての調査を制度化すること。
- ⑨3 公契約条例の策定にあたり、雇用・賃金の確保、地元発注、委託サービスの質の向上を促進すること。国に公契約法の制定を求めること。
- ⑨4 低入札の防止、適正価格の確保をすすめるために、入札制度のさらなる改善を行うこと。
- ⑨5 中小企業を対象にした、貸し工場の家賃・光熱水費などの固定費の補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの緊急施策を実施すること。
- ⑨6 岡崎活性化ビジョンについては根本から見直し、京都を代表する景観と文化的価値を生かしたまちづくりをすすめること。
- ⑨7 京都会館の運営にあたっては、市民や子ども達が使いやすく親しみの持てる市民ホールにふさわしい事業・設備内容とすること。運営費・維持費の増大とならないよう、過大な施設整備は行わないこと。
- ⑨8 「道州制への一里塚」である関西広域連合から脱退すること。道州制推進首長連合から脱退すること。
- ⑨9 道州制を前提とした「特別自治市」創設に向けた検討をやめること。
- ☆⑩0 区役所の権限を拡充し、予算を大幅にふやすこと。
- ⑩1 規制緩和と大手優遇に道をひらく特区制度の活用をしないこと。
- ⑩2 市内高速道路の未着工3路線の計画について速やかに廃止手続きをすること。
- ⑩3 リニア中央新幹線は、東京一極集中をますます加速するとともに、残土処理・環境破壊・大量電力消費・地下水への悪影響・地震時の危険性・電磁波・採算性・費用負担、等問題が山積しており、建設計画を撤回するよう国及びJR東海に求めること。京都駅ルートの誘致活動を中止すること。

- ☆⑩④ カジノやホテル、大型会議場が一体となった統合型リゾート施設（IR）構想については国に対し、中止を求めること。

## 分野別要求項目

### 一 福祉・医療の充実を

#### ◆医療・保健の充実を

- ⑩⑤ 国民健康保険制度を改善すること。
  - ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
  - ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
  - ・限度額適用認定証を全ての人に発行すること。当面、発行にあたっては保険料納付要件の緩和を行うこと。所得区分については現年度収入を基準とすること。
  - ・出産育児一時金など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
- ⑩⑥ 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を行うこと。
- ⑩⑦ 市立京北病院の常勤の整形外科医や、看護師確保に引き続き全力をあげること。
- ⑩⑧ 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。無料低額診療事業を行うこと。初診時特定療養費は元に戻すこと。
- ⑩⑨ 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、運営費交付金を削減しないこと。
- ⑩⑩ 市立病院院内保育所の運営は、京都市・病院が責任を持ち、保育園の職員は正規職員とすること。現在の保育水準を一層向上させること。
- ⑩⑪ 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。
- ⑩⑫ 小児慢性特定疾患治療研究事業については、法改正による患者負担の増大に対して独自の支援策をつくること。
- ⑩⑬ ひとり親家庭医療費支給制度の所得制限を、2012年度までの基準に戻すこと。
- ⑩⑭ 身体障害者リハビリテーションセンターは、附属病院を存続し、現行の各機能を拡大・充実すること。
- ⑩⑮ 特定疾患治療研究事業については、法改正による患者負担の増大に対して独自の支援策をつくること。
- ⑩⑯ 風疹予防接種は、妊娠を希望する19歳以上の女性の配偶者も対象にすること。単独ワクチンも対象にすること。

- ⑪⑦ 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額125万円超の対象者について接種料金を1500円に戻すこと。煩雑化した手続きを簡略化すること。
- ⑪⑧ 行政区保健センターは保健所に戻し、必要な人員を配置して高齢者・精神・母子など市民の健康、公衆衛生の向上・増進に努めること。乳幼児検診については、午前中の実施とし、早期療育の観点から5歳児検診も実行すること。環境衛生業務は身近な窓口として元の各保健センターに戻すこと。保健センター長は専任の医師を配置し、系統的に採用すること。
- ⑪⑨ 廃止された休日急病東診療所を復活すること。南部休日歯科診療所は存続すること。
- ⑪⑩ 看護師確保対策費を増額し、自治体として看護師養成に責任を持つこと。
- ⑪⑪ 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。簡易型放射能測定器を設置する団体等への補助金制度を創設すること。
- ⑪⑫ 第二市場におけるBSE全頭検査を復活すること。放射能対策については、全頭検査を堅持すること。
- ⑪⑬ 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。ギャンブル依存症対策を行うこと。
- ⑪⑭ 中央斎場は受付業務を直営に戻すこと。現業の後継者育成に努めること。

#### ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑪⑮ 介護保険制度について、次期計画の策定にあたって、以下の項目について改善を図ること。
  - ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和すること。
  - ・特別養護老人ホームなど施設入所を希望する全ての高齢者が入所できるよう施設整備をすすめ、待機者をなくすこと。
  - ・保険料・利用料の負担を軽減すること。減免制度を更に拡充すること。
  - ・保険料の滞納による制裁措置をやめること。
  - ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。
  - ・地域包括支援センターへの委託金をさらに増額すること。
- ☆⑪⑯ サービス付き高齢者向け住宅については、見守りの実施状況、適正なサービス給付が行われているか等について指導・監督すること。
- ⑪⑰ すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯に戻すこと。
- ⑪⑱ 緊急通報システム利用料の値上げは撤回すること。
- ⑪⑲ 外国籍無年金者等への給付金を増額し、対象を拡大すること。

- ⑬⑩ 高齢者の就労の機会を、これまで以上に拡充すること。
- ⑬⑪ 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対する支援や高齢者の生きがい対策など、要求に応えること。

#### ◆福祉・子育て支援の充実を

- ⑬⑫ 保育料を値下げすること。減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。  
第三子以降は保育料を無条件で無料にすること。
- ⑬⑬ 保育所における給食食材についても市として放射能検査体制をとること。
- ⑬⑭ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度、特殊健康診断を復活すること。
- ⑬⑮ 子どもたちの保育環境向上のため、児童福祉施設基準条例における施設や職員配置基準を引き上げること。
- ☆⑬⑯ 保育園での事故防止対策に、市としても責任をもつこと。
- ⑬⑰ 昼間里親の安定した運営を保障すること。
  - ・調理員を配置し、職員の給与を保育所職員と同水準とすること
  - ・昼間里親の報酬を抜本的に引き上げること。
  - ・地代・家賃を全額保障すること。
  - ・給食材料費を保障すること。
- ⑬⑱ 児童館は130館にとどめず、必要な地域に整備すること。
- ⑬⑲ 学童保育所は、複数配置も含め全ての小学校区に設置すること。
  - ・対象学年引き上げにあたり、必要な体制の補強や施設整備を行うこと。
  - ・分室に頼らず大規模学童保育所を早急に解消すること。現分室については正規職員を配置し、施設改善をはかること。
  - ・学童保育利用料を引き下げること。
- ⑬⑲ 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけること。
- ⑬⑳ 地域学童クラブに対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童が10人未満についても「山間地域や、児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体」に限定せず、補助対象とすること。
- ⑬㉑ 京都こども文化会館は、従来どおり京都府との共同運営とするよう京都府に求めること。
- ⑬㉒ 児童扶養手当の所得制限と就労要件の緩和を国に求めること。生活支援事業等、ひとり親家庭に対する支援を強め、母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。未婚のひとり親家庭への、見なし寡婦（夫）控除を適用すること。
- ⑬㉓ 児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。「青葉寮」の移転再整備にあたっては、施設入所者の処遇が後退することがないように京都市が責任を持つこと。

- ⑭⑤ 鑑別診断の待機を解消するため、医師の体制を更に拡充すること。第2児童福祉センターにも療育機能を持たせること。
- ⑭⑥ 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、職員の実増をはかること。職員の処遇改善をはかること。
- ⑭⑦ 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。
- ⑭⑧ 児童デイサービスへの補助金を復活するとともに、通園施設も含め補助金を増額すること。
- ⑭⑨ 障害者入所施設については、地域生活が困難な実態をふまえ増設すること。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。
- ⑭⑩ 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。
- ⑭⑪ 洛西ふれあいの里保養研修センターは、廃止を撤回し存続すること。
- ⑭⑫ 若杉学園は施設利用者の処遇後退とならないよう市が責任を持つこと。
- ⑭⑬ 「聞こえの支援」を進めるため、公的施設で積極的に磁気ループを導入すること。磁気ループ（可搬型）の貸し出しを各区役所でも行うこと。
- ⑭⑭ 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。新京都市方式を拡充し負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。
- ⑭⑮ 「発達障害」について、早期支援を実現するため、文化市民局・保健福祉局・教育委員会が連携し、なおいっそう実効ある施策を講じること。
- ⑭⑯ 福祉乗車証は直ちに敬老乗車証の適用地域と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。
- ⑭⑰ J R料金の割引、重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。
- ⑭⑱ 保健センターの体制を補強し、精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。
- ⑭⑲ 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。
- ⑭⑳ 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、公の施設との位置付けで市が責任を持って行うこと。民営保育園耐震化計画及び社会福祉施設の耐震化計画については、公費負担を拡充すること。当面、消費税増税分を公費負担とすること。
- ⑭㉑ 憲法25条に基づき、生存権を保障するため、生活保護行政を進めること。
  - ・生活保護費引き下げの影響・実態を調査すること。
  - ・生活保護申請用紙を相談窓口置くこと。
  - ・生活保護制度を広く市民に周知すること。
- ☆ 「適正給付推進」は、受給・申請の抑制とならないようにすること。

- 保護期限を定めての「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
- 夏季加算の創設、老齢加算の復活を国に求めること。
- 必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。
- ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。
- 保護開始に当たっての法定期限（14日）を遵守すること。
- 一時扶助でエアコン設置を行うこと。
- 夏季歳末見舞金を復活すること。
- 「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
- 市として公的就労の機会を拡充し、仕事を確保すること。
- 貧困調査の実施など市民生活の実態を明らかにし、捕捉率を推計、公表し、必要な対策を行うこと。
- 中高校生への学習援助など、受給世帯の子ども・若者への支援を拡充すること。
- ☆ 高校生のアルバイト収入認定除外について、対象世帯に周知を行うこと。
- ⑩② ホームレスの定期的な実態調査を行い、自立支援を強化すること。
  - 土・日・祝日も対応できる体制をつくること。
  - ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。中央保護所の一時宿泊機能や一時宿泊施設・緊急一時施設等の入所は長期に及ばないようにすること。
  - 自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
  - ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
  - 中央保護所等の運営について引き続き公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。
  - 緊急一時宿泊事業を後退させず、必要とする全ての人々が利用できるよう施設整備を行うこと。日用品費を支給すること。
- ⑩③ 市営葬儀事業を復活させること。
- ⑩④ 夏季・歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金は、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを市として講じること。
- ⑩⑤ 低所得者世帯、社会福祉施設などに対し、上下水道料金の福祉減免制度をつくること。
- ⑩⑥ 各内職会の支援を強め、認定基準を緩和すること。

## 二 競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

- ①67 減らした教育予算を復活し、すべての学校で教育条件整備・改善をすること。
  - すべての学年で30人学級を実現すること。当面、小学校3年生まで35人学級を拡充すること。
  - 学校経常運営費を増額すること。
  - 老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。
  - 全ての小中学校の特別教室に冷房を設置すること。
- ☆ ①68 学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとに直ちにトイレを設置すること。
- ①68 子どもたちが、演劇や音楽など、文化芸術に親しむ機会をさらに増やすこと。学校公演に対する補助事業を創設すること。
- ①69 全国学力テストには参加せず、やめるよう国にも求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。
- ①70 公立高校入試については、前期選抜は止めること。総合選抜制度に戻すこと。地元の高校に進学できるよう、定員を確保すること。市立高校全日制に不登校生徒のための受検枠を設けること。
- ①71 市立工業高校は統廃合方針を撤回すること。定員は削減しないこと。
- ①72 定時制高校は、希望者全員の入学を保障すること。定時制を、引きこもりなど困難をかかえる生徒の教育権保障の場としても位置づけ、充実させること。
- ①73 体罰を、学校、教育現場から一掃すること。いじめ、暴力、学級崩壊の状況を正確に把握し、学校への支援体制を強化すること。
- ①74 スクールソーシャルワーカーの大幅な増員を図ること。
- ①75 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の進路を保障すること。
- ①76 市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。
- ①77 育成学級の学級編成の基準を市独自に改善すること。
- ①78 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ①79 「教員評価にもとづく給与査定」は行わないこと。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。
- ①80 栄養職員は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること。アルマイト食器から強化磁器食器等への改善計画を直ちにもつこと。
- ☆ ①81 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。
- ①82 中学校給食を自校方式で実施する計画をつくること。当面、小学校と同様に中学校

も全員給食とすること。

- ⑬③ 学童う歯対策事業は縮小することなく、継続実施すること。
- ⑬④ 教職員は正規を原則とすること。非正規の教員の身分保障と待遇改善等、格差是正を図ること。
- ⑬⑤ 教職員の時間外労働を縮減すること。そのために、労働時間を的確に把握すること。教職員の事務量を軽減すること。休憩時間を確保すること。
- ⑬⑥ 水泳指導において必要な安全体制を確立するために、教育行政として必要な予算と人員の確保を行うこと。プール開放については、市及び市教委が直接責任を持ち実施すること。
- ⑬⑦ 担任制など制度的な小・中の区別をあいまいにし、現場に混乱を招いている小中一貫教育はやめること。義務教育は6・3制を堅持すること。
- ⑬⑧ 教育リストラを進める学校統廃合方針は見直すこと。京北の学校統廃合はやめること。
- ⑬⑨ 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、援助額の増額を行うこと。就学援助項目を拡大すること。
- ⑬⑩ 義務教育無償の原則に立ち、副読本や遠距離通学費などの保護者負担をなくすこと。
- ⑬⑪ 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。
- ☆⑬⑫ 元小学校については、トイレ等の改修を含めて地域の避難所等として活用できるよう施設の維持・管理を行うこと。
- ⑬⑬ 幼稚園の就園奨励金と教材費補助を増額し、基準の枠を広げること。市立幼稚園入園料を廃止すること。
- ⑬⑭ 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。市民からの請願・意見を審議すること。
- ☆⑬⑮ 中学校の教科書採択にあたっては、憲法の理念と現場の意向に添ったものにする事と。
- ⑬⑯ 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。内心の統制につながる道徳教育、愛国心教育は行わないこと。

### 三 環境対策とごみ減量の推進を

- ⑬⑰ 焼却処理中心のごみ行政から脱却し、OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、早期に導入を図るよう引き続き国に強く要望すること。
- ⑬⑱ 「燃やすごみ」袋を値下げするとともに、「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。
- ⑬⑲ ごみ有料化による財源活用事業をやめること。



- ⑳⑩ かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目の拡大、リユース率・リサイクル率を向上させること。
- ⑳⑪ 事業系ゴミ減量化のため、点検回数を増やすこと。事業者等への啓発を抜本的に強化すること。紙、厨芥類の分別の徹底をはかること。
- ⑳⑫ 「空き缶持ち去り禁止条例」は廃止すること。
- ⑳⑬ 電動式生ゴミ処理機及び生ごみコンポスト容器の普及をはかること。
- ⑳⑭ 自動車流入抑制を強め、NO<sub>2</sub>の市環境保全基準を達成すること。
- ⑳⑮ 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺的环境調査を常時行い公開させること。
- ☆⑳⑯ 南部クリーンセンター第2工場に建設費4億円の展望台は、クリーンセンターに不要な施設であり、建設を中止すること。
- ☆⑳⑰ 家庭ごみの雑紙分別収集は、市収集回数を現行の月1回からさらに増やすこと。

#### **四 青年がいきいきと住み続けられる京都市を**

- ⑳⑱ 国公立大学の学費を引き下げ、私立大学の授業料負担を減らすよう国及び府に求めること。市としても独自の奨学金制度を創設すること。
- ⑳⑲ 市立芸大の施設改善を早急におこなうこと。
- ⑳⑳ ニート・引きこもり・不登校など、社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査を行い、支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。
- ㉑① 青少年活動センターを全行政区に設置すること。
- ㉑② 若年者への家賃補助制度を創設すること。

#### **五 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を**

- ㉑③ 音楽、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるよう鑑賞料金を低く抑えるなどの支援を行うこと。
- ㉑④ 子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、地元の演劇関係者と連携した事業に発展させること。
- ㉑⑤ 地域文化会館の売却は行わないこと。全行政区で市民の利用しやすい施設の新設及び整備を行うこと。
- ㉑⑥ 全行政区で1カ所以上の地域体育館を建設すること。
- ㉑⑦ 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げる。青年や高齢者の割引制度を導入すること。キャンパス文化パートナーズ制度の利用施設の拡大を行うこと。
- ㉑⑧ いきいき市民活動センターは、耐震改修、設備改修、バリアフリー化を進めること。
- ㉑⑨ 学区毎に、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。

- ②⑩ 京都市美術館の再整備にあたっては、建物の外観・文化価値を守り、岡崎地域の景観を守ること。美術教室を復活させること。職員体制を拡充し展覧会等の充実を図ること。
- ②⑪ 京都市美術館は直営で運営し、公的役割を果たすこと
- ②⑫ 京都市交響楽団の巡回演奏を充実させること。学校への巡回演奏を行うこと。
- ②⑬ 早期に文学館を設立すること。

## 六 中小企業、伝統産業・商工業の振興を

- ②⑭ 失業者・転職者への相談窓口を充実すること。公的就労制度を創設すること。市独自の雇用創出、企業への要請など、積極的に雇用対策の体制を拡充しさらに取り組みこと。
- ②⑮ 中小企業に対する本市制度融資の保証料のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。
- ②⑯ 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。保証協会による保証渋り、金融機関による貸し渋りが行われないように、強力に指導すること。
- ②⑰ 公共事業・物品購入について、地元業者への優先発注を行うこと。中小企業発注率・発注額ともに引き上げること。分離・分割発注につとめること。
- ②⑱ 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度の拡充を図ること。新商品の開発、販路の開拓・拡大を支援すること。従事者の賃金及び工賃の底上げを図ること。
- ②⑲ 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ、道具類の確保、織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する振興協議会をつくること。
- ②⑳ 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。
- ㉑ 「商店街振興条例」と「アクションプラン2011」の具体化、推進にあたっては、真に小売店・商店街の振興をはかるものとする。空き店舗の効果的活用をはかること。区役所に商工業振興対策の窓口を設置すること。
- ㉒ 堀川団地再整備にあたっては、商店、関係者の意見が反映されるようにすること。
- ㉓ 中小企業支援センターでの経営相談を復活させること。市内五カ所に新たに設置された経営相談体制の充実をはかること。
- ㉔ 買い物弱者対策について、産業観光局・保健福祉局・都市計画局等関係局が連携を強め、早急に具体化すること。また、地元の事業者、団体と協力すること。
- ㉕ 京都の歴史的景観や伝統的建造物、優れた芸術文化、世界遺産などを生かした観光振興対策を強化し、MICEや富裕層対策に偏らず滞在型観光客とリピーターの増加を図ること。

- ⑳ 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街、大学、地元住民や関係者と連携し、振興への具体的な取り組みの支援を行うこと。

## ☆ 七 農林業の振興を

- ㉑ 農業予算を大幅に増額し、後継者の育成、販路の拡大、耕作放棄地の集落営農への支援を強めること。
- ㉒ 市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の追い上げ、捕獲を強化すること。有害鳥獣被害対策を抜本的に強化し予算を大幅に増額すること。シカの頭数を大幅に減らすこと。
- ㉓ 枯死木対策にとどまらず、ナラ枯れ・松枯れ対策を抜本的に強めること。
- ☆㉔ 荒廃した森林の再生をはかること。
- ㉕ 北山杉をはじめ林業の振興を図ること。
- ・公共建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。
  - ・みやこ柚木制度の活用条件を緩和し、新築や店舗、工務店・設計士にも広げること。
  - ・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。
- ㉖ 食料自給率を50%に引き上げるよう国に求めること。本市においても、地産地消をすすめること。
- ☆㉗ 農業委員会の権限を縮小するとともに株式会社の参入を誘引する、政府方針に反対すること。

## 八 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを

### ◆災害に強いまちづくりを

- ㉘ 「京都市建築物耐震改修促進計画」の2015年度末、耐震化率90%を達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業は予算と補助額を大幅に拡充すること。木造住宅及び京町家耐震改修支援事業など、他の耐震改修支援事業についても予算の拡充をはかること。
- ㉙ 耐震化の必要な重要橋梁92橋の内、耐震改修の計画がない30橋については、早急に改修計画を立てること。92橋以外の橋梁についても、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。
- ㉚ 吊り天井については、国の改正された施行令に基づき、既存建築物についても早急に落下防止対策を指導し、改善すること。
- ㉛ トンネルの安全対策については、点検・調査にもとづき、早期に改修を行うこと。点検を検証できる専門技術職員の育成や採用をすすめること。
- ㉜ 液状化危険地域対策を早期に具体化すること。

- ②④ 宅地の地すべり危険地域対策を一層強化すること。
- ②⑤ 既存の公園の防災機能を強化すること。
- ②⑥ 元小・中学校の耐震化を早急を実施すること。統合対象校についても耐震化を実施すること。すべての高校の耐震改修計画を作成し早急を実施すること。非構造部材の総点検については早期に完了し、対策を講じること。
- ②⑦ 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的なとりくみを強めること。
- ②⑧ 地下街、地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を、全庁的体制で行うこと。
- ②⑨ 消防職員80人の削減計画は撤回すること。
- ②⑩ 消防車、消防職員、消防団など人員と装備の両面で増強すること。
- ②⑪ 消防職員の休憩設備の充実など、労働条件の改善をはかること。
- ②⑫ 消防団員の報酬制度導入にあたっては、団員の声を反映すること。処遇改善にいつそう努めること。また、水防団員の処遇改善をすすめること。

#### ◆安心して住み続けられるまちづくりを

- ②⑬ 空き家対策については、地域や民間の協力を得つつも、行政が中心となった取り組みとすること。危険家屋の解体については、密集市街地対策に限定せず、補助制度を創設すること。
- ②⑭ 市営住宅の新規建設を行うこと。民間住宅の借上げなど、都心部にも市営住宅を供給すること。既存住宅の建て替えにあたっては、管理戸数を減らさないこと。空き家整備をいっそう促進し、公募戸数を増やすこと。
- ②⑮ 耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については、公私の負担区分を見直すこと。
- ②⑯ 市営住宅の耐震改修を早急に進めること。市営住宅への浴室・エレベーター設置を独自の計画をもって早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。
- ②⑰ 障害者向け住宅については、障害の状況に対応できる浴室への改善をはかること。
- ②⑱ エレベーターのない中層住棟入居者の低層への住み替えについては、新たな敷金を求めないこと。
- ②⑲ 市営住宅の利便性係数の見直しにあたっては、市民負担増とならないようにすること。
- ②⑳ 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。
- ㉑ 都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、公有地を活用するなど、公園の整備を促進すること。
- ㉒ 外広告物対策については、ていねいに説明を行い、合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。手数料の負担軽減措

置を講じること。

- ②68 葬儀場建設による住環境への影響をふまえ、新たな立地規制や住民合意の形成に役立つ条例を制定すること。
- ②69 まちづくり条例の見直しにあたっては、大型店出店を規制・抑制できるものに見直すこと。縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、違反した時の罰則規定など、住民合意を得るために、実効あるものに見直すこと。住環境を守るため、住宅地に近接するパチンコ店建設を規制すること。
- ②70 キリンビール工場跡地へのイオンモール京都桂川店の開店や高層住宅の開発計画について、車の増加や、日照などの住環境、既存商店街への影響などについて調査を行い、必要な対策を行うこと。
- ②71 新景観政策の尊重を求めた建築審査会の附言を重く受け止め、京都会館等における地区計画による高さ規制の緩和は撤回し、今後この手法を用いないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から、高さ規制緩和を削除すること。
- ②72 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、安全対策を講じること。労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう国に求めること。
- ☆②73 簡易宿所（ゲストハウス）については、管理責任を明確にし、日常的に連絡・対応できるようにすること。

#### ◆上下水道事業の充実を

- ②74 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水道水を供給すること。
- ☆②75 水道料金を値下げすること。
- ②76 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。
- ②77 料金滞納者については、親切・ていねいな対応を行うとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。機械的な停水措置は採らないこと。
- ②78 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い、過大とならないようにすること。
- ☆②79 営業所の再編にあたっては、市民サービスの後退にならないようにすること。
- ②80 鉛管の取替えを計画通りに完了させること。そのため国の補助制度の改善を求めること。宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。
- ②81 地域、簡易水道への国庫補助制度の存続を国に求めること。
- ②82 水道事業への統合にあたっては、高額な住民負担が伴わないようにすること。
- ②83 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図り普及に努めること。
- ②84 側溝の浚せつや整備を日常的に行い、「雨に強いまちづくり」との連携をはかり、雨水被害を防ぐこと。
- ☆②85 私道内下水道整備に関する規定を見直し、私道内の公共下水道及び共同排水設備更

新に必要な助成を行うこと。

## 九 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を

### ◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること

- ⑳ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、実効ある取り組みとすること。
  - ・車の総量規制を軸とすること。自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること。
  - ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。
  - ・新しい公共交通システム（LRT、BRT）などを具体化すること。
- ㉑ 四条通の歩道拡幅・2車線化については、関係者との十分な合意形成をはかること。
- ㉒ 東大路通の歩道拡幅・車線減少等の計画については、住民合意なしにすすめないこと。
- ㉓ 京都駅南口駅前広場の整備にあたっては、住民・利用者・関係者等の意見を十分に聞き、合意のもとですすめること。
- ㉔ 小型循環バスの運行など、交通不便地域対策を具体化すること。
- ㉕ 交通バリアフリー構想の推進にあたっては「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。

### ◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を

- ㉖ 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。
  - ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。
  - ・市バス事業にたいする国の補助制度を確立すること。
- ㉗ 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。
- ㉘ 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。市内全域を均一区間とすること。1日乗車券、昼間割引券を全区域で使用できるようにすること。
- ㉙ バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。
- ㉚ 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。
- ㉛ 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。
- ㉜ 生活支援路線への補助制度を維持すること。一般会計からの補助金を引き続いて確保すること。

- ②⑨ バス待ち環境の改善をいっそう進めること。
- ③⑩ バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし、利便性の向上を図ること。回送バスを減らすこと。
- ③⑪ すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。
- ③⑫ 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。
- ③⑬ 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。
- ③⑭ 整備部門の民間委託を撤回し、人的、技術的強化を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。

## 十 生活道路優先の道路環境整備を

- ③⑮ 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路整備計画は、撤回すること。
- ③⑯ 国道9号線「西立体交差事業」は、千代原口交差点の立体化のみにとどめ、国に見直しを求めること。
- ③⑰ 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること
- ③⑱ 通学路や生活道路について、警察や学校等の関係機関と連携し、ゾーン対策、コミュニティ道路化など安全対策・整備をすすめること。土木事務所の予算を増額すること。
- ☆③⑲ 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。
- ☆③⑳ 私道の舗装整備助成について、L型側溝単独でも使えるよう柔軟に対応すること。
- ③㉑ 自転車駐輪場の整備をさらに促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。
- ③㉒ 自転車専用レーンを拡充し、違法駐輪対策の強化や自転車道のネットワークを広げるとともに、自転車走行環境の改善に努めること。

## 十一 公正・公開・市民参加の市政運営を

- ☆③㉓ 職員不祥事について、個人の問題に矮小化せず、組織的な総括を行うこと。
- ☆③㉔ ベネッセ個人情報流出事件をうけ、個人情報保護の観点から、行政業務の見直しを行うこと。情報化推進にあたっては、外部への委託に頼らず、本市において技術者を養成すること。
- ③㉕ 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守など行政水準の後退をまねかないよう予算措置を含め、公的責任を果たすこと。
- ③㉖ 技能労務職員の50%削減、およびごみ収集業務の70%民間委託化方針を撤回し、直

営を堅持すること。

- ⑳⑰ 債権管理条例（仮称）の制定を行わないこと。
- ⑳⑱ 「資産有効活用」の名による市保有地の民間への売却はやめ、住民の声を聞き、住民のために活用すること。
- ⑳㉑ 全国でも本市でも急増する「防犯カメラ」については、厳密な運用・設置基準を設け、データの流出、プライバシーの侵害がおきないようにすること。
  - ・管理者に対して、プライバシー権、肖像権などの、知識・認識を正しく得られるよう、周知徹底の機会を十分に設けること
  - ・設置場所において、録画の有無、録画の目的、設置者、連絡先を明示させること。
- ⑳㉒ 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめること。一般行政に徹すること。
- ⑳㉓ 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。
- ⑳㉔ 行政の主導による市民と市職員・企業への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。
- ⑳㉕ 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。
  - ☆・市消費者教育推進計画の策定にあたっては、関係者や市民の意見が反映されたものにする。
  - ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。ワンストップの対応ができるようにすること。
- ⑳㉖ 高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。
- ⑳㉗ 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。
- ⑳㉘ 「きょうと男女共同参画推進プラン」については、以下の取り組みを強化すること。
  - ・女性の働く権利を守り、働きやすい環境を整備すること。
  - ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。
  - ・市職員の管理職、審議会委員の女性の登用率を高めること
- ⑳㉙ 所得税法56条の廃止を国に求めること。
- ⑳㉚ DV相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行うこと。民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行うこと。被害者の自立へ継続的支援を行うこと。
- ⑳㉛ 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。
- ⑳㉜ 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位で策定すること。
- ⑳㉝ 意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。国連子どもの権利条約の視点ですべての行政施策の点検を行うこと。



- ⑳ 被爆者援護と平和行政の具体化と推進を図ること。
- 広島、長崎への修学旅行の実施や被爆体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
  - 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
  - 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
  - 国に対して、原爆症認定訴訟判決をふまえて、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
  - 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成、核兵器禁止条約の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
  - 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。

## **日本共産党京都市会議員団**

京都市中京区河原町御池 京都市役所内  
TEL 222 - 3728 FAX 211 - 2130

HP : <http://cpgkyoto.jp>  
E-mail : [info@cpgkyoto.jp](mailto:info@cpgkyoto.jp)